

確認・中間検査・完了検査 申請書記入時の留意点

ごあいさつ

平素は、センターをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、確認・中間検査・完了検査申請書の作成に当たっては、各申請書様式に記載されている“(注意)”に従ってご記入していただいているところですが、センターにご質問をいただく場合やお受けした申請書について訂正をお願いする場合があります。そこで、このたびセンターでは、このような質問や訂正をできるだけ少なくし、お客様の申請手続きに要する時間を短くするため、記入上の留意事項のほか記入例を記載した当冊子を作成しました。

ご一読していただき、各申請書の記入時の一助になれば幸いです。

これからもお客様の立場にたって、できる限り親切・丁寧でスピードある申請受付事務を心がけたいと考えていますので、今後ともよろしく願います。

この冊子の内容に、
不明な点や疑問な点があれば、あらかじめ、
「お問合せ先」の担当者にお問合わせのうえ、
ご相談をお願いします。



お問合せ先
総務部コンプライアンス推進室お客様係
TEL : 0742-27-8601 FAX : 0742-27-8602

一般財団法人 なら建築住宅センター
令和3年1月

目次

1	確認申請書（計画変更確認申請書含む）	P2～
2	附録：建築物用途等の区分コード番号表	P19～
3	中間検査申請書	P21～
4	完了検査申請書	P29～



1. 確認申請書（計画変更確認申請書含む）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を申請します。申請にあたっては、一般財団法人なら建築住宅センター確認検査業務約款を遵守します。また、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

一般財団法人 なら建築住宅センター

令和 年 月 日

申請者氏名 奈良 太郎

設計者氏名 奈良 花子
東大寺 一郎

*漢字に留意して下さい。
高と高、崎と崎
渡辺と渡邊と渡邊 など

※ 料金欄			
※ 受付欄	※ 消防関係同意欄	※ 決裁欄	※ 確認番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

計画変更確認申請書
(建築物)

計画変更確認申請書 (建築物)

(第一面)

建築基準法第6条の2第1項の規定による計画の変更の確認を申請します。申請にあたっては、一般財団法人なら建築住宅センター確認検査業務約款を遵守します。また、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

一般財団法人 なら建築住宅センター

令和 年 月 日

*自署の場合は、押印を省略することができます。

申請者氏名 奈良 太郎

*連名の場合は、全員異なる印鑑にしてください。

奈良 花子

設計者氏名 東大寺 一郎

【計画を変更する建築物の直前の確認】

【確認済証番号】 第 号

【確認済証交付年月日】 令和 年 月 日

【確認済証交付者】

【計画変更の概要】 面積の増加

*計画変更の概要を必ず記入してください。

※ 料金欄			
※ 受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※ 確認番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

(第二面)
建築主等の概要

*代表となる建築主について記入してください。

*他の建築主（連名者）については必要事項を別紙（任意様式）に記入してください。

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ナラ タロウ
【ロ. 氏名】 奈良 太郎
【ハ. 郵便番号】 635-0095
【ニ. 住所】 奈良県大和高田市大字大中一丁目16番地4
【ホ. 電話番号】 0745-〇〇-〇〇〇〇

*建築士事務所登録の有効期限に留意してください。

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第 (〇) 〇〇〇〇号
【ロ. 氏名】 東大寺 一郎
【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 〇〇 号
なら住宅一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 630-8131
【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町57番地3
【ヘ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇

*建築主から委任を受けて申請する場合は、委任状を添えてください。

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第 (〇) 〇〇〇〇号
【ロ. 氏名】 東大寺 一郎
【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 〇〇 号
なら住宅一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 630-8131
【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町57番地3
【ヘ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇
【ト. 作成又は確認した設計図書】 申請書に添付する設計図書

*建築士事務所登録の有効期限に留意してください。

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 (○級) 建築士 (大臣) 登録第 (○) ○○○号
- 【ロ. 氏名】 東大寺 一郎
- 【ハ. 建築士事務所名】 (○級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 ○○ 号
なら住宅一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 630-8131
- 【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町57番地3
- 【ヘ. 電話番号】 0742-○○-○○○○
- 【ト. 工事と照合する設計図書】 申請書に添付する設計図書

* 建築士事務所登録の有効
期限に留意してください。

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士
 - 【ロ. 氏名】
 - 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 - 【ニ. 郵便番号】
 - 【ホ. 所在地】
 - 【ヘ. 電話番号】
 - 【ト. 工事と照合する設計図書】
- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

* 工事監理者が確認済証交付までに決定
していない場合は「未定」と記入してく
ださい。
また、工事監理者が決定した後は別途
『工事監理者等選定届』を工事着手前に
提出してください。

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】 代表取締役 春日 荘
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可(奈良県知事)第 般27-○○○○号
春日建築株式会社
- 【ハ. 郵便番号】 630-8501
- 【ニ. 所在地】 奈良県奈良市登大路町一丁目
- 【ホ. 電話番号】 0742-○○-○○○○

* 建設業許可の有効期限に留意
してください。

【7. 構造計算適合性判定の申請】

- 申請済 ()
- 未申請 ()
- 申請不要

* 該当する箇所を記入してください。

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済 ()
- 未提出 ()
- 提出不要 ()

* 該当する箇所を記入してください。

- 【9. 備考】 ナサマイ シンチクウジ
奈良様邸 新築工

* 確認済証に記載しますので、建築物の名称
又は、工事名を必ず記入してください。

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

* 検査済証交付後は変更ができませんので、誤記等には十分留意してください。

【1. 地名地番】 ○○市○○町○字一丁目○○番地○号

【2. 住居表示】 未定

* 未定である場合は「未定」と記入してください。

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域
□準都市計画区域内 □都市

* 地区計画や、宅地造成工事規制区域、高度地区等の名称をすべて記入してください。

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし

【5. その他の区域 地域 地区又は街区】 ○○市○○地区地区計画、宅地造成工事規制区域、15
度地区 など

* 原則、道路境界線の辺長の合計値を記入してください。

* 地区計画は地区名も記入してください。

【6. 道路】

【イ. 幅員】 5.000m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 20.000m

* 原則、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (200.00㎡) () ()
(2) () () () ()
【ロ. 用途地域等】 (第1種住居) () () () ()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(200%) () () () ()
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(60%) () () () ()
【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 200.00㎡
(2)
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70%
【チ. 備考】 角地緩和

* コード番号は、P34~37を参照してください。

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

■新築 □増築 □大規模の修繕 □大規模の模様替

* 建蔽率は小数点以下第3位を切り上げて求めてください。

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 (100.00㎡) (0.00) (100.00㎡)
【ロ. 建蔽率】 50.00%

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (120.00㎡) (0.00) (120.00㎡)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

* 手数料算定の対象面積になりますので留意して下さい。

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () ()

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

【ヌ. 住宅の部分】 (120.00㎡) (0.00) (120.00㎡)

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

【ヲ. 延べ面積】 120.00㎡
【ワ. 容積率】 60.00%

*容積率は小数点以下第3位を切り上げて求めてください。

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

* 枠組壁工法の場合は「木造（枠組壁工法）」などとしてください。
申請に係る建築物（他の建築物）
7.000
地上
2
地下
0

* 天空率適用の有無を必ず記入して下さい。

【ハ. 構造】 木造 造 一部 造
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】
 道路高さ制限不適用 降地高

* 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について記入し、当該許可書・認定書等の写しを添付してください。また当該許可・認定等の副本をご提示いただく場合があります。

【14. 許可・認定等】

開発行為許可通知書 奈良県指令建第〇〇-〇〇号 平成〇〇年〇月〇日
開発行為に関する工事の検査済証 建第〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇日
公共施設に関する工事の検査済証 建第〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇日
農家判定許可 〇土第〇〇-〇〇号 平成〇〇年〇月〇日

* 工事着手予定日は、確認済証の交付日を見込んで、交付日以降になるようにしてください。（実際の工事着手については、確認済証交付日以降であれば可能です。）

【15. 工事着手予定年月日】 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

【16. 工事完了予定年月日】 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)
(第 1 回) 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 (屋根の小屋組みの工事)
(第 回) 令和 年 月 日
(第 回) 令和 年 月 日

* 奈良県内の特定工程については、奈良県ホームページ等に掲載の「中間検査マニュアル（奈良県特定行政庁連絡協議会作成）」を参照してください。

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

開発事前相談 第〇-〇〇 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【変更概要】 面積の増加

* 奈良県（県庁・土木事務所）で、開発事前相談をおこなった場合には、開発事前相談の番号及び日付を記入してください。

* 計画変更申請の場合は、第三面に係る部分の変更概要を記入してください。

第四面は、申請建築物ごとに作成してください。

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅
(区分)
(区分)

*複数の用途がある場合は、全て記載してください。

*枠組壁工法の場合は「本造(枠組壁工法)」などとしてください。

【3. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【4. 構造】 木造 一部 造

【5. 主要構造部】

耐火構造

建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

準耐火構造

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)

■その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造

建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物

建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

その他

建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

耐火建築物

延焼防止建築物

準耐火建築物

準延焼防止建築物

その他

建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】

【イ. 地階を除く階数】

【ロ. 地階の階数】

【ハ. 昇降機塔等の階の数】

【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【9. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 7.000m

【ロ. 最高の軒の高さ】 6.000m

【10. 建築設備の種類】 *設置する建築設備がある場合は記入してください。

【11. 確認の特例】

*確認の特例の適用の有無を
チェックしてください。

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

*ロ.欄が「有」の場合は、令第10条のどの号に該当するか記載してください。

第 3 号
第 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認定型式部材等認証番号】 第 号

【12. 床面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 階別】 (2 階) (55.00㎡) () (55.00㎡)

(1 階) (65.00㎡) () (65.00㎡)

(階) () () ()

*原則、最上階から順に
記入してください。

(120.00㎡) () (120.00㎡)

【13. 屋根】

【14. 外壁】

【15. 軒裏】

*国土交通大臣認定品の場合は原則当該認定番号を記載してください。

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】 水洗 (公共下水)

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

【変更概要】 面積の増加

*『水洗 (公共下水)』、『水洗 (浄化槽)』、『汲み取り』のうち、該当するものを記入してください。また、無い場合は『無し』と記入してください。

*計画変更申請の場合は、第四面に係る部分の変更概要を記入してください。

第五面は、各申請建築物の階ごとに作成してください。

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 1階

【3. 柱の小径】 ○○○○

*木造(軸組工法)の場合のみ記入してください。

【4. 横架材間の垂直距離】 ○○○○

【5. 階の高さ】

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 ○○○○

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)

【イ.】 (08010) (一戸建ての住宅) (65.00㎡)

【ロ.】 () () ()

【ハ.】 () () ()

【ニ.】 () () ()

【ホ.】 () () ()

【ヘ.】 () () ()

*複数の用途がある場合は、全て記載してください。

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】 【変更概要】 1階窓の変更

*計画変更申請の場合は、第五面に係る部分の変更概要を記入してください。

建築物の階別概要

【1. 番号】 2

【2. 階】 2階

【3. 柱の小径】 ○○○○

【4. 横架材間の垂直距離】 ○○○○

*木造（軸組工法）の場合のみ記入してください。

【5. 階の高さ】

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 ○○○○

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)

【イ.】 (08010) (一戸建ての住宅) (55.00㎡)

【ロ.】 () () ()

【ハ.】 () () ()

【ニ.】 () () ()

【ホ.】 () () ()

【ヘ.】 () () ()

*複数の用途がある場合は、全て記載してください。

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】 【変更概要】

*計画変更申請の場合は、第五面に係る部分の変更概要を記入してください。

第六面は、申請に係る建築物ごと（EXP.Jで接している部分がある場合はその部分ごと）に作成してください。

（第六面）

建築物独立部分別概要

【1. 番号】 1

* 建築物の棟数が1つのときは「1」と記入してください。
EXP.Jで構造上別棟となっている場合は独立部分ごとに1-1、1-2など記入してください。

【2. 延べ面積】

* 建築物の棟数が1つのときは記入する必要はありません。

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上（ ）地下（ ）

【ニ. 構造】 造 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

- 特定構造計算基準
 特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

- 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算
 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算
 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算
 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算
 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

- 【ロ. 区分】 建築基準法第20条第1項2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム
（大臣認定番号 ）
 その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

（ ）

【8. 備考】

* 計画変更申請の場合は、第六面に係る部分の変更概要を記入してください。

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑥ 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則 第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑦ 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- ⑧ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅延なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
- ⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇県〇市、郡〇町、村、程度で結構です。
また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が2,000平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。
- ⑪ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
- ③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、

それぞれの地域又は区域について記入してください。

- ④ 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑤ 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑦ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑧ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑫ 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑬ 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「へ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑮ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑯ 11欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の

3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積)を除いた面積とします。

また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

- ⑰ 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。
- ⑱ 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- ⑲ 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- ⑳ 13欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉑ 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉒ 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉓ 7欄の「ハ」、「ニ」、「へ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「カ」は、百分率を用いてください。
- ㉔ 建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉕ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉖ 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

- ① この書類は、申請建築物ごと(延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。以下同じ。)に作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑤ 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 5欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」、「(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」、「(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 6欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れ

てください。

- ⑧ 7欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」（同条第2号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 8欄の「ハ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
- ⑩ 8欄の「ニ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
- ⑪ 10欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。
- ⑫ 11欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬ 11欄の「ハ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。
- ⑭ 11欄の「ニ」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入してください。また、11欄の「ホ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑮ 11欄の「へ」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ニ」（屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要及び11欄の「ニ」（当該認証型式部材等に係るものに限る。）については記入する必要はありません。
- ⑯ 12欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑰ 16欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- ⑱ 17欄は、「水洗」、「くみ取り」又は「くみ取り（改良）」のうち該当するものを記入してください。
- ⑲ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑳ 申請建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、19欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
- ㉑ 計画の変更申請の際は、19欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

6. 第五面関係

- ① この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ② この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。
- ③ 1欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- ④ 3欄及び4欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- ⑤ 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑦ 計画の変更申請の際は、9欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

7. 第六面関係

- ① この書類は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ）ごとに作成してください。
- ② 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ④ 3欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ⑤ 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- ⑦ 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- ⑧計画の変更申請の際は、8欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。

附録：建築物用途等の区分コード番号表

別 紙

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
美術館その他これに類するもの	08152
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所（入所する者の寝室があるものに限る。）	08190
助産所（入所する者の寝室がないものに限る。）	08192
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場（自動車修理工場を除く。）	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場 その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390

ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎	08420
建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
ダンスホール	08590
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08650
その他	08990

2. 中間検査申請書

検査申請に先立って予め検査のご予約をお願いします。ご予約はお電話（0742-27-8601）、FAX（0742-27-8602）にてお受けできます。確認済証番号、検査希望日、希望時間帯（AM・PM）をお伝えください。検査日と時刻が決まり次第、「検査予定日（時刻とも）」をご連絡させていただきます。ご予約は検査希望日から3営業日前までをお願いします。なお、予約の状況によりご希望に添えない場合がありますので、その場合はご了承ください。

奈良県内の特定工程については、奈良県ホームページ等に掲載の「中間検査マニュアル（奈良県特定行政庁連絡協議会作成）」を参照してください。

申請に併せ、「中間検査チェックシート」の提出もお願いします。（当センターホームページよりダウンロードできます。）

中間検査申請書

（第一面）

建築基準法第7条の4第1項の規定により、検査を申請します。申請にあたっては、一般財団法人なら建築住宅センターから建築住宅センターへ申請書及び添付図書に記載の事項を申請書に記載し、申請書に添付してください。

*申請は検査予定日の7日前から可能となります。この申請書は検査実施のための事務処理に幾分かの時間を要しますので、できるだけ早い日に検査の申請をお願いします。

一般財団法人 なら建築住宅センター

令和 年 月 日

申請者氏名 奈良 太郎
奈良 花子

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名 東大寺 一郎

※ 料金欄

原則、確認申請書と同様の内容を記入して下さい。

（記載事項が確認申請時から変更となる場合は、当該変更内容に応じて、別途「名義変更届」「地名地番変更届」等も検査申請時に併せてご提出ください。これらの様式は当センターホームページよりダウンロードできます。）

※ 受付欄

※ 検査の特例欄

※ 検査欄

※ 決裁欄

※ 中間検査合格証欄

令和 年 月 日

令和 年 月 日

第 号

第 号

係員氏名

係員氏名

(第二面)

建築主、設置者又は築造主等の概要

【1. 建築主、設置者又は築造主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 ナラ タロウ
- 【ロ. 氏名】 奈良 太郎
- 【ハ. 郵便番号】 635-0095
- 【ニ. 住所】 奈良県大和高田市大字大中一丁目1
- 【ホ. 電話番号】 0745-〇〇-〇〇〇〇

*代表となる建築主について記入してください。
 *他の建築主（連名者）については必要事項を別紙（任意様式）に記入してください。

*建築士事務所登録の有効期限に留意してください。

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第 (〇) 〇〇〇〇 号
- 【ロ. 氏名】 東大寺 一郎
- 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 〇〇 号
なら住宅一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 630-8131
- 【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町57番地3
- 【ハ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇

*建築主から委任を受けて申請する場合は、委任状を添えてください。

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第 (〇) 〇〇〇〇 号
- 【ロ. 氏名】 東大寺 一郎
- 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 〇〇 号
なら住宅一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 630-8131
- 【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町57番地3
- 【ハ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇
- 【ト. 作成した設計図書】 申請書に添付する設計図書一式

*建築士事務所登録の有効期限に留意してください。

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【4. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (級) 建築士 (大臣) 登録第 () ○○○○号

【ロ. 氏名】 東大寺 一郎

【ハ. 建築士事務所名】 (級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 ○○ 号
なら住宅一級建築士事務所

【ニ. 郵便番号】 630-8131

【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町5 7 番地 3

【ヘ. 電話番号】 0742-○○-○○○○

【ト. 工事と照合した設計図書】 申請書に添付する設計図書一式

* 建築士事務所登録の有効期限
に留意してください。

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合した設計図書】

【5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

* 建設業許可の有効期限に留意
してください。

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】 代表取締役 春日 荘
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可(奈良県知事)第 般27-〇〇〇〇号
春日建築株式会社
- 【ハ. 郵便番号】 630-8501
- 【ニ. 所在地】 奈良県奈良市登大路町一丁目
- 【ホ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇

* 中間検査合格証に記載しますので、建築物の
名称又は、工事名を必ず記入してください。

- 【7. 備考】 サマライ シンチクワジ
奈良様邸 新築工事

*確認の特例の適用を受けたもの及び検査の特例の適用を受けようとする場合は、「工事写真」の提出が必要です。詳しくは「中間検査マニュアル（奈良県特定行政庁連絡協議会作成）」P26をご参照ください。

*敷地の地名地番を記入してください。（地名地番の変更がある場合は合わせて変更届を提出して下さい。）

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】〇〇市〇〇町〇字一丁目〇〇番地〇号

【ロ. 住居表示】未定

*未定の場合は「未定」と記入してください。

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】第 号

【ロ. 工事種別】
新築 増築 改築 移転
大規模の修繕 大規模の模様替 建築設備の設置

【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

【3. 確認済証番号】第 〇〇確認建築財なら〇〇〇〇 号

*計画変更の確認を受けている場合は、直前の計画変更の確認済証の番号を記入してください。

【4. 確認済証交付年月日】令和〇〇年〇〇月〇〇日

【5. 確認済証交付者】一般財団法人なら建築住宅センター

【6. 工事着手年月日】令和〇〇年〇〇月〇〇日

【7. 工事完了予定年月日】令和〇〇年〇〇月〇〇日

【8. 特定工程】

【イ. 特定工程】屋根の小屋組みの工事

【ロ. 特定工程工事終了(予定)年月日】令和〇〇年〇〇月〇〇日

【ハ. 検査対象床面積】120.00㎡

*特定工程に係る工事が完了している場合は、4日以内に中間検査の申請をしてください。

【9. 今回申請以前の中間検査】(第 回) (第 回)

【イ. 特定工程】()

【ロ. 中間検査合格証交付者】()

【ハ. 中間検査合格証番号】()

【ニ. 交付年月日】(令和 年 月 日)

*中間検査対象となる部分の床面積の合計に相当する面積を記入してください。
 *詳しくは「中間検査マニュアル（奈良県特定行政庁連絡協議会作成）」P19～21を参照してください。

【10. 今回申請以降の中間検査】(第 回)

【イ. 特定工程】()

【ロ. 特定工程工事終了予定年月日】(令和 年 月 日)

【11. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】

【ロ. 変更の概要】

*軽微な変更がある場合に記入し、変更図面を添付してください。（図面には設計者の押印をお願いします。）
 なお、確認申請書3面や配置図の記載内容が変更となる場合は、変更後の建築計画概要書一式(一面～三面)を提出してください。

【12. 備考】

工事監理の状況

	確認を行 った部 位、材料 の種類等	照合内容	照合を行 った設計 図書	設計図書の内 容について設 計者に確認し た事項	照合方法	照合結果 (不適の場合 には建築主に 対して行った 報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛 生及び安全						
主要構造部及び主要構 造部以外の構造耐力上 主要な部分に用いる材 料(接合材料を含む。) の種類、品質、形状及 び寸法						
主要構造部及び主要構 造部以外の構造耐力上 主要な部分に用いる材 料の接合状況、接合部 分の形状等						
建築物の各部分の位 置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部分 の防錆、防腐及び防蟻 措置及び状況						
特定天井に用いる材料の種 類並びに当該特定天井の構 造及び施工状況						
居室の内装の仕上げに 用いる建築材料の種別 及び当該建築材料を用 いる部分の面積						
天井及び壁の室内に面 する部分に係る仕上げ の材料の種別及び厚さ						
開口部に設ける建具の 種類及び大きさ						
建築設備に用いる材料 の種類並びにその照合 した内容、構造及び施 工状況(区画貫通部の 処理状況を含む。)						
備 考	<div data-bbox="584 1137 1337 1615" style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; background-color: #f0e6ff; padding: 10px; text-align: center;"> <p>特定工程までの内容を 記入してください。 該当しない箇所につい ては「該当なし」と記 入してください。</p> </div>					

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物（昇降機）」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主 設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理人、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理人、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ 5欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（工事監理に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の住所を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑥ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦ 建築物又は工作物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。
- ② 2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 2欄の「ハ」は、認証形式部材等製造者が製造した当該認証に係る形式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑥ 8欄の「ハ」は、検査対象となる部分の床面積の合計に相当する面積を記入してください。
- ⑦ 9欄及び10欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑧ 11欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 11欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。

- ⑩ 1 1 欄は、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ⑪ 1 1 欄は、申請建築物について安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるならないことが確かめられた旨の図書を添えてください。

5. 第四面関係

- ① 申請建築物（建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する当該特定工程に係る工事までの工事監理の状況について記載してください。ただし、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ② 申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③ 接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④ 材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤ 「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号イ（3）の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥ 「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑦ 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧ 「開口部」は、防火戸その他の防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑨ 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかつた場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑩ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑪ この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

3. 完了検査申請書

検査申請に先立って予め検査のご予約をお願いします。ご予約はお電話（0742-27-8601）、FAX（0742-27-8602）にてお受けできます。確認済証番号、検査希望日、希望時間帯（AM・PM）をお伝えください。検査日と時刻が決まり次第、「検査予定日（時刻とも）」をご連絡させていただきます。ご予約は検査希望日から3営業日前までをお願いします。なお、予約の状況によりご希望に添えない場合がありますので、その場合はご了承ください。

完了検査申請については、中間検査申請のように検査チェックシートや工事写真等のご提示は原則、必要ありません。

完了検査申請書

(第一面)

建築基準法第7条の2第1項の規定により、検査を申請します。申請にあたっては、~~一般財団~~ *申請は検査予定日の7日前から可能となります。遵守します。また、この申請書及び添付検査実施のための事務処理に幾分かの時間要しますので、できるだけ早い日に検査の申請をお願いします。

一般財団法人 なら建築住宅センター

令和 年 月 日

申請者氏名

奈良 太郎

* 検査済証交付後は変更ができませんので誤記のないよう十分留意してください。

奈良 花子

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名 東大寺 一郎

原則、確認申請書又は中間検査申請書と同様の内容を記入をして下さい。

(記載事項が確認申請時から変更となる場合は、当該変更内容に応じて、別途「名義変更届」「地名地番変更届」等も検査申請時に併せてご提出ください。これらの様式は、当センターホームページよりダウンロードできます。)

※ 受付欄	※ 検査の特例欄	※ 検査欄	※ 決裁欄	※ 検査済証欄
令和 年 月 日				令和 年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

(第二面)

建築主、設置者又は築造主等の概要

*代表となる建築主について記入してください。
*他の建築主(連名者)については必要事項を別紙(任意様式)に記入してください。

【1. 建築主設置者又は築造主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 ナラ タロウ
- 【ロ. 氏名】 奈良 太郎
- 【ハ. 郵便番号】 635-0095
- 【ニ. 住所】 奈良県大和高田市大字大中一丁目16番地4
- 【ホ. 電話番号】 0745-〇〇-〇〇〇〇

*建築士事務所登録の有効期限に留意してください。

【2. 代理者】

- 【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第 (〇) 〇〇〇〇号
- 【ロ. 氏名】 東大寺 一郎
- 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 〇〇 号
なら住宅一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 630-8131
- 【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町57番地3
- 【ヘ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇

*建築主から委任を受けて申請する場合は、委任状を添えてください。

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 (〇級) 建築士 (大臣) 登録第 (〇) 〇〇〇〇号
- 【ロ. 氏名】 東大寺 一郎
- 【ハ. 建築士事務所名】 (〇級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 〇〇 号
なら住宅一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 630-8131
- 【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町57番地3
- 【ヘ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇
- 【ト. 作成した設計図書】 申請書に添付する設計図書一式

*建築士事務所登録の有効期限に留意してください。

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 作成した設計図書】

【4. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 (○級) 建築士 (大臣) 登録第 (〇) (〇) (〇) (〇) 号
【ロ. 氏名】 東大寺 一郎
【ハ. 建築士事務所名】 (○級) 建築士事務所 (奈良県) 知事登録第 〇〇 号
なら住宅一級建築士事務所
【ニ. 郵便番号】 630-8131
【ホ. 所在地】 奈良県奈良市大森町 5 7 番地 3
【ヘ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇
【ト. 工事と照合した設計図書】 申請書に添付する設計図書一式

*建築士事務所登録の有効期限
に留意してください。

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合した設計図書】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 工事と照合した設計図書】

【5. 建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

- 【イ. 氏名】
【ロ. 勤務先】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】
【ヘ. 登録番号】
【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者)

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

*建設業許可の有効期限に留意してください。

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】 代表取締役 春日 荘
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可（ 奈良県知事 ）第 般27-〇〇〇〇号
春日建築株式会社
- 【ハ. 郵便番号】 630-8501
- 【ニ. 所在地】 奈良県奈良市登大路町一丁目
- 【ホ. 電話番号】 0742-〇〇-〇〇〇〇

- 【7. 備考】 ナママイ シンチクウジ
奈良様邸 新築工事

*完了検査済証に記載しますので、建築物の名称又は、工事名を必ず記入してください。

*敷地の地名地番を記入してください。
(地名地番の変更がある場合は合わせて変更届を提出して下さい。)

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】

【イ. 地名地番】〇〇市〇〇町〇字一丁目〇〇番地〇号

【ロ. 住居表示】未定

*未定の場合は「未定」と記入してください。

【2. 工事種別】

【イ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】第 号

【ロ. 工事種別】
■新築 □増築 □改築 □移転
□大規模の修繕 □大規模の模様替 □建築設備の設置

【ハ. 建築基準法第68条の20第2項の検査の特例に係る認証番号】

【3. 確認済証番号】 第〇〇確認建築財なら〇〇〇〇号

*計画変更の確認を受けている場合は、直前の計画変更の確認済証の番号を記入してください。

【4. 確認済証交付年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【5. 確認済証交付者】 一般財団法人なら建築住宅センター

【6. 工事着手年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

【7. 工事完了(予定)年月日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日

*工事が完了している場合は、4日以内に完了検査の申請をしてください。

【8. 検査対象床面積】 120.00㎡

*建築物全体の申請部分を記入してください。

【9. 検査経過】 (第 1 回) (第 回)

【イ. 特定工程】 (屋根の小屋組みの工事) ()

【ロ. 中間検査合格証交付者】 (一般財団法人なら建築住宅センター) ()

【ハ. 中間検査合格証番号】 (第〇〇確合建築財なら〇〇〇〇号) ()

【ニ. 交付年月日】 (令和〇〇年〇〇月〇〇日) ()

*中間検査を受けている場合は記入してください。

【10. 確認以降の軽微な変更の概要】

【イ. 変更された設計図書の種類】

【ロ. 変更の概要】

【11. 備考】

*軽微な変更がある場合に記入し、変更図面を添付してください。(図面には設計者の押印をお願いします。)なお、確認申請書3面や配置図の記載内容が変更となる場合は、変更後の建築計画概要書一式(一面~三面)を提出してください。

工事監理の状況

	確認を行った 部位、材料の 種類等	照合内容	照合を行 った設計 図書	設計図書の内容 について設計者 に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には 建築主に対して行 った報告の内容)
敷地の形状、高さ、 衛生及び安全						
主要構造部及び主要 構造部以外の構造耐 力上主要な部分に用 いる材料（接合材料 を含む。）の種類、 品質、形状及び寸法						
主要構造部及び主要 構造部以外の構造耐 力上主要な部分に用 いる材料の接合状 況、接合部分の形状 等						
建築物の各部分の位 置、形状及び大きさ						
構造耐力上主要な部 分の防錆、防腐及び 防蟻措置及び状況						
特定天井に用いる材 料の種類並びに当該 特定天井の構造及び 施工状況						
居室の内装の仕上げ に用いる建築材料の 種別及び当該建築材 料を用いる部分の面 積						
天井及び壁の室内に 面する部分に係る仕 上げの材料の種別及 び厚さ						
開口部に設ける建具 の種類及び大きさ						
建築設備に用いる材 料の種類並びにその 照合した内容、構造 及び施工状況（区画 貫通部の処理状況を 含む。）						
備 考						

該当箇所について記入
してください。
該当しない箇所につい
ては「該当なし」と記入
してください。

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ①「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2項第1号に掲げるものにあつては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ②※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ①建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ②建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、工事監理者及び建築設備の工事監理に関し意見を聴いた者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤5欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合(工事監理に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の住所を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑥6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦建築物又は工作物の名称又は工事名が定まっているときは、7欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ①住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。
- ②2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。
- ③2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④2欄の「ハ」は認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。
- ⑤3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。
- ⑥9欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑦10欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。
- ⑧10欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- ⑨10欄は、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ⑩10欄は、申請建築物について安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないことが確かめられた旨の図書を添えてください。

⑪検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定を11欄又は別紙に記載して添えてください。

5. 第四面関係

- ①申請建築物（建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項（建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。）の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。）に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。
- ②申請建築物が複数の構造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。
- ③接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。
- ④材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査（以下「試験等」という。）を行った者、試験等に係るサンプル数及び試験等の結果について記載してください。
- ⑤「特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況」は、建築基準法施行令第39条第3項、第81条第1項第3号、第82条の5第7号又は第137条の2第1号イ（3）の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑥「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。
- ⑦「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑧「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- ⑨「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ⑩消防法（昭和23年法律第186号）第9条の2第1項に規定する住宅用防災機器の位置及び種類その他ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑪この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

